

平成 27 年度
違法伐採現地情報収集等事業報告書

平成 28 年 12 月

一般社団法人全国木材検査・研究協会

目 次

報告書の要旨	1
序編 事業概要及び委員会の開催	4
1. 事業の概要	4
2. 委員会の開催	5
第1編 木材流通実態調査	14
第1章 マレーシア	17
第1節 サバ州	28
1. サバ州木材業合法性保証システム	29
2. 森林認証	58
3. 木材市場	60
第2節 サラワク州	
1. サラワク州木材合法性確認システム	65
2. 森林認証	97
3. 木材市場	98
第3節 半島部	
1. マレーシア木材合法性保証システム	105
2. 森林認証	140
3. 木材市場	143
第2節 ベトナム	152
1. 木材の合法性に関連する法令と関係条項、手続書類	154
2. 木材流通の実情と関連法令の運用状況	175
3. 小括	185
第3節 チリ	
1. 森林管理と合法性の確保	186
2. 森林認証	197
3. 木材市場	199
第2編 リスク評価取組動向調査	208
第1章 公開資料に見られる木材の調達基準、指標・配慮事項（文献調査結果）	
1. 調査の目的、調査対象、手法	211
2. 調査結果	212
3. 小括	256
第2章 木材の調達基準の設定状況（アンケート調査の結果）	
1. 調査の概要	258
2. 調査結果	260
3. 小括	268

第3章	木材の調達基準の設定と運用状況（聴き取り調査結果）	
1.	調査の概要	270
2.	全体の傾向	271
3.	業種別傾向	271
3.	優良事例	286
4.	価値観の変化	273
5.	課題	274
	【参考資料】	275
第4章	情報提供方策・普及啓発ツールの提案	
1.	合法木材利用促進にむけての課題	298
2.	課題解決のための方策	301
3.	普及啓発ツールの提案	302
	【付 録】	304

【報告書の要旨】

一般社団法人全国木材検査・研究協会は、林野庁から違法伐採現地情報収集等事業を受託した。この事業は、大筋合意された TPP（環太平洋パートナーシップ）の「環境章」で、木材生産国の環境破壊や地球温暖化の進行など様々な問題を引き起こす違法伐採について、各国による違法伐採の抑止に働く効果的な行政措置の実施に関する規律等が制定されたことを背景に、「総合的な TPP 関連政策大綱」に則し、我が国としても合法性が証明された木材の利用促進に取り組むため、輸入業者が木材の取引において違法伐採木材を回避することに向け、違法伐採に係る木材流通実態・事業者動向の現地情報の収集や、リスク評価に係る事業者の先進的な取組動向の把握等を目的として林野庁が委託した。

本会は、林野庁が同事業の仕様書に示した事業の目的及び内容に基づき、違法伐採現地情報収集等事業を二つの事業に分け実施した。

第一の事業は、木材流通実態調査事業を事業名とし、違法伐採に係る木材流通実態・事業者動向の現地情報の収集により、輸入業者が木材の取引において違法伐採木材を回避するための情報を収集した。木材流通実態調査事業の調査対象国は、TPP 加盟国の開発途上国の内、相手国別木材輸入量が多いマレーシア、ベトナム及びチリとし、調査対象国における木材の生産及び加工並びに流通及び貿易における合法性の確保、維持、合法性情報の伝達及び証明方法に係る調査を実施した。

第二の事業は、合法性リスク評価取組動向調査を事業名とし、国内の事業者が取扱う木材の合法性リスクの評価に係る取組動向の把握を主な目的として実施した。

第一の事業である木材流通実態調査では、マレーシアについては、サバ州、サラワク州、半島部のそれぞれですでに策定し、実施している木材合法性保証システムの内容と運用状況について調査した。マレーシアは、2007 年の 1 月から EU と VPA/FLEGT の交渉を行っており、木材合法性保証システムの策定と実施は、交渉締結のための核となる部分である。マレーシアで運用している三つの合法性保証システムは、共通する六つの基準により構成し、ISO の原則に基づき、運用しながら改正を重ねている最中である。このためこれらのシステムは「未完成」であり、改良点があるものの、合法性の確保及び伝達機能については概ね完成している。本報告書では、これらのシステムの内容と運用状況を報告している。現地調査で木材の生産、加工、流通及び税関の視察を行った限りにおいては、現在運用している三つの合法性保証システムの堅実なシステムの運用及び州政府による適正な監督がなされ、合法性の証明に係る問題は検出できなかった。

なお、半島部の木材合法性保証システムは、EU 向けの合法性保証システムであり、このシステムに参加するマレーシアと EU の木材取扱い事業者を登録した上で登録した EU の木材取扱い業者だけに合法性証明を行っている。サラワク州の木材合法性確認システムは、現在、急速に改良を加え、精度をより高めている最中である。一方で、サラワク州のシステムの改良の進捗状況は、現段階では半島部及びサバ州と比較すればいくらか遅れているが、合法性の確保及び伝達機能については充実してきており、合法性の確保及び伝達機能については、現地調査でも問題を検出できなかった。サラ

ワク州の合法性確認システムも、間もなく他の二地域の合法性保証システムと肩を並べる水準に達するものと期待できる。

同じくベトナムについては、現在、ベトナムではマレーシアのような木材合法性保証システムを運用していない。ベトナムは、2010年11月にEUとVPA/FLEGTの交渉を開始し、現在交渉中である。ベトナムはEUと木材の合法性確保のための検討を行っており、関連する法令の改正及び手続書類の整備の作業をすすめている最中である。このため、本調査では、主にベトナムとEUが合法性確保のための法令整備の対象としている法令に係る情報を収集し、木材生産及び流通加工現場での調査で得られた情報を整理し、報告書にとりまとめた。

同じくチリでは、チリの林業活動は、森林法及び林業振興法並びにこれらの関連法令による許認可が必要で、政府の厳格な監督の下にある。チリにおける木材の合法性は、国家森林局の強力な監督により維持している。国家森林局は、私有林を含めて林業活動を開始するときの林地指定、林業活動を行うための利用計画書の承認及び造林、伐採及び再造林その他林業施業の監督及び監査を行っている。この国家森林局による林業活動への監督は、PEFCの林産物のCoC要求事項において、たとえ森林認証を取得していない森林で生産された木材であっても、合法性に係るリスクは「極小」と評価されている。このため、チリの林産物企業には、デューデリジェンスを実施しているEU及びデューケアを実施している米国の顧客から、合法性証明のための特別な要求事項が生じていない。そしてチリでは、マレーシアのような木材合法性証明システムの構築をしていない。本報告書では、国家森林局による林業活動に係る許認可及び監督の仕組みについて報告している。

このように外材産地国における合法性の確保及びその証明の方法は異なっており、マレーシア及びベトナムでは、これからも改良を重ねる予定である。このため引き続き合法性証明に係るシステムの整備状況についてモニタリングをする必要がある。

さらに、合法性の証明は多岐に渡る複雑な手順を経ているので、日本では産地国が発した合法性を証する書類がどのような手順を背景に発せられたかの十分な理解がなされていないのが現状であり、これらへの理解は、円滑な合法木材利用の拡大のために重要である。

第二の事業である合法性リスク評価取組動向調査では、木材取扱い事業者がリスク評価のツールとして実際に使用している木材調達基準に焦点をあてて調査を行った。調査は事業者が自らの活動を公表しているウェブサイト及びCSRレポートの収集と分析、アンケート調査による木材調達基準の設定状況調査及び国内事業者への聴き取り調査により行った。

ウェブサイト及びCSRレポートの分析調査では、具体的な木材の調達基準の設定事例を得て、本報告書に事例として掲載している。収集した木材調達基準が定めている調達のための指標また配慮事項には、伐採国、伐採地域、樹種、森林認証、サプライヤーの情報が掲げられた。

アンケート調査では、木材調達基準を設定状況している事業体は、回答があった2,891事業体の内の8.6%と少ない結果となった。さらにアンケート調査では、年間売

上額が大きい事業者ほど木材の調達基準を定めているケースが多いことも明らかになった。

木材の調達基準に係る国内事業者への聴き取り調査は、約 30 の事業者を対象に行い、調達基準の内容、運用状況および課題に係る情報を収集し、優良事例を整理した。

合法性リスク評価取組動向調査においては、木材調達基準を設定している企業が少なく、サプライチェーンの川下ほど合法性確認への関心が低い傾向にあること、一部の企業では独自の調達基準を設定し、その基準を運用していることが明らかとなった。

情報提供の方策及び普及啓発ツールについては、課題を明らかにし、課題解決のための方策を行政、民間別にして提案した上で、情報提供、合法性証明支援及び合法木材取扱業務支援を提案している。

序編 事業概要及び委員会の開催

1. 事業の概要

(1) 事業目的

違法伐採対策の実施に必要な情報の収集が事業の主な目的である。合法木材の利用を促進する国内の木材取扱事業者に木材生産国における木材の生産及び流通に関する法令及び制度の情報を提供する方策並びに啓発ツールを提案するために、木材流通実態・事業者動向調査事業（以下、「木材流通実態調査事業」という。）及び合法性リスク評価に係わる取組動向調査事業（以下、「リスク評価取組動向調査事業」という。）を実施する。

(2) 事業内容

① 木材流通実態・事業者動向調査

TPP 参加国の内、チリ、ベトナム及びマレーシアでの調査を実施する。

調査対象とする木材製品は、木材チップ、丸太、製材品及び木質パネルを想定しているが、調査対象国の状況により、実行関税表第9部第44類に掲げられているこれら以外の品目を必要に応じて調査対象に加える。

1) 木材生産及び取扱いの法令・制度に係る情報収集

本事業では、木材の生産及び取扱いに係る法令・制度の情報を収集した。情報収集の対象とする法令・制度は、中央政府及び地方政府が施行しているものとし、法令・制度の体系及び内容の把握を目的として情報を収集する。

これらの法令・許認可制度の運用実態を把握するために、木材生産者、木材加工業者及び流通業者を対象に聴き取り調査を行い、法令・制度を遵守するための具体的な手続きの内容、手続きのために要する作業、その他の法令・制度の運用に要する具体的な事項の把握を行う。

さらに、法令・許認可制度の運用実態の調査では、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティにも焦点をあてるとともに、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている EU 及び米国に向けた木材の取扱いにも注目して木材製品の取扱いの実態を調査する。

2) 木材流通及び関係事業者の情報収集

調査対象国の木材の流通及び対日輸出木材の流通実態調査を行う。これらの調査では、木材製品の市場規模、市場圏、貿易及び木材市場内のプレーヤーの業種と役割並びに流通経路において商品の所有権が移譲される場所、木材の輸送及び商慣行に関する情報を収集する。

②合法性リスク評価取組動向調査事業

合法木材利用促進のための手法開発を行うための情報を収集するために、国内の合法木材認定事業者及び森林認証取得事業者を主な対象として、リスク評価の実施状況

及び合法木材の取扱い状況を調査し、木材流通実態調査により収集した情報を踏まえながら、国内の木材関係事業者が違法伐採木材の取扱いを回避するためのより良い方策及び普及啓発ツールの提案を検討・提案する。

リスク評価の実施状況及び合法木材の取扱い状況を把握するための調査は、アンケート調査及び実地調査により実施する。調査の主要目的である木材取扱い業者のリスク評価については、それを実施している業者の多くは、木材調達に係る方針、基準または指標（以下、「木材調達基準」という。）によりリスク評価を実施している。このため、円滑な調査と被調査者の理解のために木材調達基準に係る調査により、リスク評価の実施状況の把握に努めた。

- **アンケート調査**

木材取扱事業者を対象にアンケート調査を実施し、木材調達基準の設定状況及び合法木材の取扱い状況を調査する。

- **実地調査**

木材取扱事業者が実施しているリスク評価事例または木材調達基準の運用を、聴き取り調査及び木材取扱事業者が発行している「企業の社会的責任報告書」（CSR レポート）等により収集し、外材を輸入するときの合法性確認の課題等を把握する。

2. 委員会の開催

(1) 委員会の設置

木材流通実態調査事業及びリスク評価取組動向調査事業のそれぞれに委員会を設置するとともに、両事業の効率的、かつ、効果的な運営をはかるために、両事業を統括する違法伐採現地情報収集等事業検討委員会を設置した。事務局は、委員から事業実施方法及び結果とりまとめのための助言及び支援を受けながら事業を進めた。これらの委員会は、学識経験者、木材関係団体、木材需要者団体、環境 NGO 等により構成した。

①違法伐採現地情報収集等事業検討委員会

違法伐採現地情報収集等事業検討委員会では、木材流通実態調査事業及びリスク評価取組動向調査事業の実施計画の策定、収集した情報の分析結果の検討並びに事業結果のとりまとめ内容の検討及び決定を行う。この委員会は、事業期間中に3回開催した。

②木材流通実態調査事業委員会

木材流通実態調査事業委員会では、海外で実施する木材流通実態調査の調査対象国の選定を含む事業計画案の作成、調査手法の検討及び調査結果のとりまとめの検討を行う。この委員会は、事業期間中に2回開催した。

③リスク評価取組動向調査事業委員会

リスク評価取組動向調査事業委員会では、調査手法及び調査結果のとりまとめの検討を行う。この委員会は、事業期間中に2回開催した。

(2) 委員会の委員の構成

各委員会の委員の構成は、次のとおりである。

① 違法伐採現地情報収集等事業検討委員会 委員名簿

永田	信	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
柿澤	宏昭	北海道大学大学院農学研究院教授
立花	敏	筑波大学大学院生命環境科学研究科准教授
島田	泰助	一般社団法人全国木材組合連合会副会長
川喜	多進	日本合板工業組合連合会専務理事
片岡	辰幸	日本集成材工業協同組合専務理事
岡田	清隆	日本木材輸入協会専務理事
上河	潔	日本製紙連合会常務理事
中原	保久	全国森林組合連合会組織部林政担当部長 (平成28年6月まで)
石澤	尚史	同上 (平成28年7月から)
能勢	秀樹	住宅生産団体連合会環境委員長
執行	修	一般社団法人日本家具産業振興会
橋本	務太	WWF ジャパン森林グループ長

② 木材流通実態調査事業委員会 委員名簿

柿澤	宏昭	北海道大学大学院農学研究院教授
立花	敏	筑波大学大学院生命環境科学研究科准教授
百村	帝彦	九州大学熱帯農学研究センター准教授
岡田	清隆	日本木材輸入協会専務理事
上河	潔	日本製紙連合会常務理事
三柴	淳一	FoE Japan 事務局・副代表理事

③ リスク評価取組動向調査事業委員会 委員名簿

永田	信	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
安村	直樹	東京大学大学院農学生命科学研究科講師
嶋瀬	拓也	森林総合研究所北海道支所チーム長 (林産物市場分析)
森田	一行	一般社団法人全国木材組合連合会常務理事
中原	義雄	東京木材問屋協同組合事務局長
伊藤	洋二	日本合板商業組合常務理事兼事務局長

(3) 委員会の概要

① 違法伐採現地情報収集等事業検討委員会

	開催日時	議 事
第1回	平成28年3月22日	1. 事業の目的と概要 2. 木材流通実態調査事業の調査事項と進め方 3. リスク評価取組動向調査事業の調査事項と進め方 4. その他
第2回	平成28年9月8日	1. 事業の中間報告について (1) 木材流通実態調査事業 (海外調査) (2) リスク評価取組動向事業 (国内調査) 2. その他
第3回	平成28年12月9日	1. 木材流通実態調査事業の事業経過と結果について 2. リスク評価取組動向調査事業の事業経過と結果について

② 木材流通実態調査事業委員会

	開催日時	議 事
第1回	平成28年4月11日	木材流通実態調査事業の検討について (1) 法令・条例等の収集方法について (2) 木材サプライチェーンの把握手法について (3) その他
第2回	平成28年12月6日	木材流通実態調査事業の事業経過と結果について

③ 合法性リスク評価取組動向調査事業委員会

	開催日時	議 事
第1回	平成28年4月11日	リスク評価取組動向調査事業の検討について (1) 合法木材の取扱い状況の把握について (2) 合法木材リスク評価の実施状況の把握について (3) その他
第2回	平成28年12月6日	リスク評価取組動向調査事業の事業経過と結果について

(4) 各委員会の開催結果

各委員会の開催結果は、次のとおりである。

①事業検討委員会

1) 第1回事業検討委員会

A. 開催日時：平成28年3月22日（火）

B. 場 所：一般社団法人日本治山治水協会会議室

C. 議事内容：

（委員長の選出）

- 永田信委員を委員長に選出した。

（調査対象国・州について）

- 事務局から、TPP加盟国の中の発展途上国のうち、日本への木材輸入額が多いマレーシア、ベトナム、チリの3ヶ国を現地調査の調査対象国とすること、現地調査は行わないがインドネシアの情報整理を行うことを提案した。

一部の委員から、違法伐採の関連としてロシア及び中国を調査対象国に加える提案がなされたが、林野庁から、中国は現地調査を別の事業で行う見込みであるとの説明があった。現地調査対象国はマレーシア、ベトナム及びチリの3ヶ国とすることとして了承された。

- 一部の委員から、マレーシアでは州による違いが大きく、特にサバ州、サラワク州への関心が高いこと等が表明された。

事務局から、今回は、マレーシアの大枠を調査の上、半島部とサバ州を中心に調査し、サラワク州は多岐にわたる課題があるといわれているので可能な範囲で調査をするものとし、調査の進め方については、林野庁と調整することを提案した。

（調査対象木材について）

- 事務局は、調査対象とする木材は、現地調査対象国から日本に直接輸入されるものとする提案をした。

一部の委員から、木材が隣接国から現地調査対象国に、さらに他の隣接国を経由して日本に輸入される場合の取扱いについて課題提起された。事務局から、隣接国から現地調査対象国に入った木材は同対象国で生産された木材と同等に取扱うが、隣接国から現地調査対象国に入った木材が直接日本に輸入されず他国に入った場合は調査対象としないことを提案し、了承された。

- 一部の委員から、日本向けの木材の取扱いに参考になるため、米国向け、EU向け

の木材の具体的な取扱いの実状を関連調査して欲しいとの提起があった。

(相手国の評価について)

- 一部の委員から、木材流通実態調査事業の留意点として「本事業の目的は情報収集にあり、輸入相手国・地域の政策またはスキームの評価を行う事業ではない」とする事務局説明について、何らかの評価をどこかの時点で誰かが行わないと進展がないのではないか、評価は必要ではないかとの提起があった。
林野庁から、相手国の評価は相手国の制度や司法に関わる微妙な問題なので、本事業ではできる範囲で調査把握したいと説明があった。

(リスク評価について)

- 一部の委員から、リスク評価はどの程度のものを念頭に置くべきかとの問題提起があった。さらに、高いレベルを目指している企業がある一方で、中小企業にとってリスク評価はあまり取組んでいない分野であるとの課題提起があった。
林野庁から、リスク評価は日本では馴染みが薄く、情報が限られている分野であるため、本事業で事業者の先進的な取組や経験を収集し情報共有したいとの説明があった。

(各委員会間の情報共有について)

- 一部の委員から、各委員会間の情報共有が効果的であるとの提案があった。
事務局は、この点及び提案があった個別の意見を含めて調整する旨の提案をした。

2) 第2回事業検討委員会

A. 開催日時：平成28年9月8日（火）

B. 場 所：一般社団法人日本治山治水協会会議室

C. 議事内容：

(企業の優良事例について)

- 事務局は、調査の途中経過として、合法性の完全な担保の難しさその他の合法性の確保及び証明に内在する問題があるため、企業側から優良な取組事例の収集が容易ではない実情その他の調査実施にあたっての課題を紹介した。
一部の委員から、優良事例の提案は、輸出国側の政府の制度をどこまで信頼するかによって変わってくる等の意見があった。

(アンケート調査の実施について)

- 事務局は、委員会にアンケート調査の実施について協力を要請した。

一部の委員から、「クリーンウッド法」に係る省令案の内容が現時点では不透明で、木材を扱う関連企業が対応に苦慮している実情が紹介され、このような中でアンケート調査を実施すると、アンケートの回答が制度設計に影響を与えたり、自社の評価に影響を与えたりすることを危惧し、混乱を生じさせないか等の指摘があった。

事務局から、本アンケート調査は環境面に配慮した木材調達について行い、クリーンウッド法に係る制度設計等とは関連しないこと、またその趣旨を説明していきたい旨提案した。

(情報提供方策等について)

- 一部の委員から、海外調査の結果と国内調査の結果を無理に結び付けようとはせず、可能な範囲で整理して欲しい旨意見があった。

3) 第3回事業検討委員会

A. 開催日時：平成 28 年 12 月 9 日（金）

B. 場 所：一般社団法人日本治山治水協会会議室

C. 議事内容：

- 一部の委員から、「クリーンウッド法」施行にあたり、我が国に流通する木材の内、どの程度違法材が混入している可能性があるのか、論理的な調査・情報開示を行い、明らかにすべきであること、また、検討委員会における調査事業においても、我が国における違法材の割合について詳細な調査を行うことについて提案があり、さらに、政府はその上で政策目標や客観的な評価指標を定め、事業者が実施すべきそれに見合う具体的な合法性の確認方法を示して欲しいとの期待が述べられた。
- 一部の委員から、木材事業者が、どのようにすればリスクを回避できるのか、森林認証材と合法証明材との関係が各国ではどのように整理されているのか等、今後の調査で具体的に示していくことが重要である旨、指摘があった。
- 委員長から、提案・指摘があったことについて完璧なことを最初から求めることが難しい分野であり、今後の調査で段階を踏んで整理を進めて欲しい旨、提言があった。

②木材流通実態調査事業委員会

1) 第1回木材流通実態調査事業委員会

A. 開催日時：平成28年4月11日（月）

B. 場 所：一般社団法人日本治山治水協会会議室

C. 議事内容：

（委員長の選出）

- 柿澤宏昭委員を委員長に選出した。

（調査対象州について）

- 一部の委員から、マレーシアについては、サバ州とサラワク州、特にサラワク州を優先して調査すべき旨提起があった。サラワク州は現在政府の対応の動き等が急であるが、一方で情勢が見通しにくいとの指摘もあった。

事務局から、サラワク州を含めたマレーシアの全体像を把握した上で、限られた調査期間でどの程度サラワク州の調査が可能か、検討する旨提案した。

- 委員からベトナムについては、地域や州により木材の取扱いに特徴があり、周辺国から木材が様々な形で入ってくるので、しっかりしたデータが見つけにくい状況にある等の指摘があった。

（違法伐採の検出、森林認証林について）

- 違法伐採の検出については、違法事案には、過剰伐採または計画外伐採から密輸まで様々なものが存在し、当該国の当局が摘発し切れなかったものの違法性の検出を行う難しさ等の指摘があった。

- 上記の観点から、一部の委員から、各国とも森林認証の情報が揃っているので、現地調査はこれを優先した調査が効果的であるとの指摘があった。一方で、森林認証林以外の事案の調査が必要であるとの指摘もあった。

（情報の共有について）

- 一部の委員から、現地調査（特に1回目について）を実施した後、その結果を簡易な報告でも良いので知らせて欲しい、明確な情報ではなくてもこの地域は怪しい等の情報が欲しい、実態調査とリスク評価の両委員会の間で情報共有して欲しいとの要望があった。

事務局から、委員会の回数は増やさないものの、委員との情報共有に努める旨の提案をした。

2) 第2回木材流通事態調査事業委員会

A. 開催日時：平成28年12月6日（火）

B. 場 所：一般社団法人日本治山治水協会会議室

C. 議事内容：

（委員長コメント）

- 合法性の確認について、全ての木材に対し同じ取扱いを求めることは、作業面・コスト面から現実的ではない。国・地域別（低リスク、高リスク）、人工林材・天然林材別、合法性確認制度の有無別により、取扱いに違いを設けるべきと考えられる。
- 調査対象3か国それぞれに、制度の整備状況やその実行状況が異なっていることが明らかになったので、リスク低減に向けてどのような対処が必要か明らかになるようにとりまとめて欲しい。また事務局は、残された課題とそれに対してどのような調査が必要か明らかにし、調査対象国にさらなる調査を行う際、また他国を対象に類似調査を行う際の参考となるよう取りまとめて欲しい。

③リスク評価取組動向調査事業委員会

1) 第1回リスク評価取組動向調査事業委員会

A. 開催日時：平成28年4月26日（火）

B. 場 所：一般社団法人日本治山治水協会会議室

C. 議事内容：

（委員長の選出）

- 委員長に永田信委員を選出した。

（違法伐採木材の取引の回避策の提示、並びに合法木材取引の参考となる情報提供の方策、普及啓発ツールの提案について）

- 一部の委員からこの「提示・提案」は、本委員会だけでは荷が重すぎるのではないかとの指摘があった。事務局は、調査を進めながらどのような情報が実際に得られるか検討し、どのように提示・提案できるかを事業検討委員会及び林野庁にも諮る旨の提案をした。

（現行の合法木材団体認定への影響について）

- 一部の委員から、現在審議中の法案の検討方向や上記「提示・提案」が、現行の団体認定によって行われている合法証明にどのような影響を与えるかについて関心が示された。

(事業者と消費者について)

- 一部の委員から、消費者の意識を事業者がどのように把握しているかについて関心が示された。

2) 第2回リスク評価取組動向調査事業委員会

A. 開催日時：平成28年4月26日(火)

B. 場所：一般社団法人日本治山治水協会会議室

C. 議事内容：

(木材の合法性の範囲について)

委員から「クリーンウッド法」との関連で、木材事業者は木材の合法性の範囲を明らかにする必要があること、これに関連して、同法の本来の方向性と異なり木材離れが起きないように留意して欲しいとの意見が出された。

(委員長コメント)

調査で得られた情報を情報提供方策・普及啓発ツールに活用するため、聴き取り調査では、聴き取った事業体及び優良例を回答した業種・業態の具体名を報告書に入れられるように事務局はできる範囲で検討して欲しいとの意見が出された。

(事務局は以下回答)

事務局は、本事業の調査を受ける事業体側の対応がセンシティブで、事業体名の記載及び事業体名を伏せたとしても、業種と内容を組み合わせにより具体的な事業体名が類推される可能性があるため、報告書への記載に工夫が必要であると回答した。